

きゅう ゆう せい ほ ご ほう
旧優生保護法 による
こ
子ども が できなくなる
しゅ じゅつ ひ と
手術などをうけた人へ

かね
お金をうけとることができます。

きゅうゆうせい ほ ご ほういち じ きん し きゅうほう
旧優生保護法一時金支給法 について

へい せい ねん がつ きゅうゆうせい ほ ご ほういち じ きん し きゅうほう ほうりつ
平成 31年 4月 に「旧優生保護法一時金支給法」という法律 が できました。

この ほうりつ には ほん にん き も き
この法律 には 本人 の 気持ち も 聞かれる ことなく

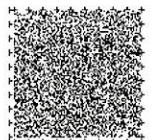
こ しゅ じゅつ
子ども が できなくなる 手術 などを 受け

からだ や ころ おお くる いた
からだ や 心 に 大きな 苦しみ や 痛み を 受けた こと について

おわび する と かいて あります。

この ほうりつ こ しゅ じゅつ ひ と
この法律 は 子ども が できなくなる 手術 などを 受けた 人 に

かね ばら
お金を 払う ことを さだめて います。



お^{かね}金をうけとることができる 人^{ひと}はどのような人^{ひと}ですか？

しやうわ ねん がつ にち から へいせい ねん がつ にち の あいだ
昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 の 間に

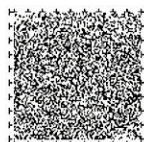
- こども が できなくなる しゆじゆつ 手術 を うけた ひと
- こども が できなくなるように ほうしゃせん 放射線 を あてられた ひと
です。

うけとる お^{かね}金はいくらですか？

ひとり まんえん
一人 320万円 です。

いつまで て^てつづ^{つづ}手続き が できますか？

れいわ ねん がつ にち
令和 6年 の 4月 23日 まで です。



お^{かね}金をうけとる手^て続^{つづ}きの方^{ほう}法^{ほう}が
わ^らからなかつたり相^{そう}談^{だん}したい人^{ひと}は
住^すんでい^る都^と道^{どう}府^ふ県^{けん}や厚^{こう}生^{せい}労^{ろう}働^{どう}省^{しょう}の窓^{まど}口^{ぐち}に
相^{そう}談^{だん}しまし^よう。

● 都^と道^{どう}府^ふ県^{けん}の窓^{まど}口^{ぐち}は次^{つぎ}のペ^ぺー^いジ^じにあり^ます。

● 厚^{こう}生^{せい}労^{ろう}働^{どう}省^{しょう}の窓^{まど}口^{ぐち}

☎ 電^{でん}話^わ番^{ばん}号^{ごう} 03-3595-2575 ☒ FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp

🕒 受^う付^け時^じ間^{かん} 9:30~18:00 (月^{げつ}曜^{よう}日^び から 金^{きん}曜^{よう}日^び。土^ど日^{にち}祝^{しゆく}日^{びつ} 年^{ねん}末^{まつ}年^{ねん}始^し を 除^{のぞ}く。)

お^{かね}金をうけとるた^ため^めの^の方^{ほう}法^{ほう}

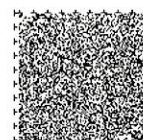


① 請^{せい}求^{きゆう}書^{しよ}をか^かき^ます

(請^{せい}求^{きゆう}書^{しよ}の^のか^かき^か方^たが^がわ^わか^から^らな^なかつ^つたら^ら都^と道^{どう}府^ふ県^{けん}の^の窓^{まど}口^{ぐち}に^に相^{そう}談^{だん}でき^きます)

② 手^て続^{つづ}きに^に必^{ひつ}要^{よう}な^な資^し料^{りょう}(手^{しゆ}術^{じゆつ}を^をう^うけ^けた^たこ^こが^がわ^わか^かる^る診^{しん}断^{だん}書^{しよ}や^や住^{じゆ}民^{みん}票^{ひよう}や^や障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}手^て帳^{ちよう}の^のコ^こピ^ピー^いなど)を^を手^てに^にい^いれ^れま^ます

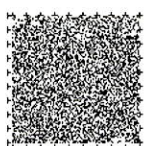
③ 住^すんでい^いる^る都^と道^{どう}府^ふ県^{けん}の^の窓^{まど}口^{ぐち}に^に①の^の請^{せい}求^{きゆう}書^{しよ} ②の^の資^し料^{りょう}を^を出^だし^しま^ます
(郵^{ゆう}便^{びん}で^でお^おく^くる^るこ^こも^もでき^きま^ます)



と どう ふ け ん ま ど く ち 都道府県の窓口

れい わ ん か つ か げ ん ざ い
令和 2年 1月 6日 現在

No.	都道府県	窓口	電話・FAX・Eメール・ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711(専用) FAX 011-232-4240 ☒ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056(専用) FAX 017-734-8091 ☒ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015(専用) FAX 019-629-5464 ☒ AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322(専用) FAX 022-211-2591 ☒ kodomoj@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431(専用) FAX 018-860-3821 ☒ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459(専用) FAX 023-625-4294 ☒ yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294(専用) FAX 024-521-7747 ☒ kosodate@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270(専用) FAX 029-301-3264 ☒ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 ☒ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-223-6526 ☒ jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777(専用) FAX 048-830-4804 ☒ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332(児童家庭課)のほかに県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 ☒ https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206(専用) FAX 03-5388-1401 ☒ S0410109@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 ☒ https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF1383
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 ☒ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525(専用) FAX 076-444-3496 ☒ akenko@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495(専用)のほかに県内各健康福祉センター FAX 076-225-1423 ☒ yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部子ども家庭課・県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0341(子ども家庭課)のほかに県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640(子ども家庭課)のほかに県内各健康福祉センター ☒ kodomo@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360(専用) FAX 055-223-1475 ☒ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143(専用) FAX 026-235-7170 ☒ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877(専用) FAX 058-278-3518 ☒ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157(専用) FAX 054-221-3521 ☒ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009(専用) FAX 052-954-6920 ☒ kokoro@pref.aichi.lg.jp ☒ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/yuusei-ichijikin.html
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260(専用) FAX 059-224-2270 ☒ kodomok@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3653 FAX 077-528-4857 ☒ eg0002@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100(専用) FAX 075-414-4586 ☒ kyuhou-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196(専用) FAX 06-6910-6610 ☒ ysodan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439(専用) FAX 078-362-3913 ☒ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643(専用) FAX 0742-27-8643 ☒ kenkou@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642(健康推進課)のほかに県保健所 FAX 073-428-2325 ☒ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法下で不妊手術を受けられた方等の相談窓口	電話 0857-26-7158(福祉保健課)のほかに県内総合事務所 FAX 0857-26-8116(福祉保健課)のほかに県内総合事務所 ☒ yuseisodan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012974(専用)、0852-22-6625(専用) FAX 0852-22-6328 ☒ yuseisodan@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870(専用) FAX 086-226-7871 ☒ yuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040(専用) FAX 082-502-3674 ☒ fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946(専用) FAX 083-933-2759 ☒ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300(専用)のほかに県保健所 FAX 088-621-2841 ☒ kenkoudukurika@pref.tokushima.jp
37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900(専用) FAX 087-806-0207 ☒ kosodate@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405(健康増進課)のほかに県保健所 FAX 089-912-2399(健康増進課)のほかに県保健所 ☒ healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727(専用) FAX 088-873-9941 ☒ yuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175(専用) FAX 092-643-3271 ☒ kenko@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856(専用) FAX 0952-25-7300 ☒ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446(専用) FAX 095-825-6470 ☒ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352(専用) FAX 096-383-1427 ☒ yusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 0971-506-2760(専用) FAX 097-506-1735 ☒ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210(専用) FAX 0985-26-7336 ☒ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374(専用) FAX 099-286-5560 ☒ ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	電話 098-866-2215 FAX 098-866-2241 ☒ aa090701@pref.okinawa.lg.jp



くわしくは厚生労働省のホームページや各都道府県のホームページなどをみてください。

厚生労働省のホームページ 旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuseiichijikin_04351.html

